貸方科目	整理科目
［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

貸方科目	整理科目
［略］	［略］

省　令

○農林水産省令第五十八号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六条の二第二項及び第五十二条の三第一項並びに農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第八条の二の規定に基づき、農地法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月五日

農林水産大臣　宮下　一郎

農地法施行規則の一部を改正する省令

農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第四十七条の三　令第八条の二の農林水産省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一・二　（略） 三　農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）を定めるための同法第十一条第一項（同法第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告（以下この号及び第五十七条の三第三号において「整備計画案公告」という。）があつてから同法第十二条第一項（同法第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告（同号において「整備計画公告」という。）があるまでの間において、当該整備計画案公告に係る市町村農業振興地域整備計画の案に係る農地（農用地区域として定める区域内にあるものに限る。）を農地以外のものにすることにより、当該計画に基づく農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合 （利用状況の報告） **第六十条の二**　（略） 2　（略） 3　法第六条の二第二項の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　第一項第一号の者（農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第五項第三号に規定する者に限る。以下この項において同じ。）が同条第五項第三号に掲げる要件に該当しない場合 二・三　（略） （公表することが適当でない事項等） **第百四条**　法第五十二条の三第一項の農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。 一　（略） 二　前号に掲げる農地以外の農地　法第五十二条の二第一項第一号及び第三号に規定する者の住所並びに同号に規定する借賃等の額並びに第百一条第二号から第四号まで、第八号及び第十号に掲げる事項 2　（略）	**第四十七条の三**　令第八条の二の農林水産省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一・二　（略） 三　農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）を定めるための同法第十一条第一項（同法第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告（以下この号及び第五十七条の三第二号において「整備計画案公告」という。）があつてから同法第十二条第一項（同法第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告（同号において「整備計画公告」という。）があるまでの間において、当該整備計画案公告に係る市町村農業振興地域整備計画の案に係る農地（農用地区域として定める区域内にあるものに限る。）を農地以外のものにすることにより、当該計画に基づく農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合 （利用状況の報告） **第六十条の二**　（略） 2　（略） 3　法第六条の二第二項の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　第一項第一号の者（農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第五項第三号に規定する者に限る。以下この項において同じ。）が同条第五項第二号に掲げる要件に該当しない場合 二・三　（略） （公表することが適当でない事項等） **第百四条**　法第五十二条の三第一項の農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。 一　（略） 二　前号に掲げる農地以外の農地　法第五十二条の二第一項第一号及び第三号に規定する者の住所並びに同号に規定する借賃等の額並びに第百一条第二号から第四号まで、第八号及び第九号に掲げる事項 2　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。